

基安化発 0423 第 1 号
令和 3 年 4 月 23 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

日本産業規格 T8150 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法の改正について
(公示)

標記については、別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり改正がなされ、令和 3 年 5 月 25 日付け官報に公示する予定である。

内容については、日本産業標準調査会ホームページ (<http://www.jisc.go.jp>) において閲覧に供することとされるので了知されたい。

なお、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供することとされるので念のため申し添える。

また、標記規格中の 7.4 及び附属書 JD.5.1.1 における定性的フィットテストの結果が合格の場合は、「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等」(令和 2 年 7 月 31 日厚生労働省告示第 286 号) 第 3 条第 1 項及び第 3 項の「要求フィットファクタ(100)を上回っていること」として差し支えないことを併せて申し添える。

日本産業規格

令和3年5月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和3年5月25日

厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

呼吸用保護具の選択，使用及び保守管理方法 T 8 1 5 0

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。